

NI+Cクラウドメンバーシップサービス基本契約条項

お客様と日本情報通信株式会社(以下、「NI+C」)とは、以下のとおり「NI+Cクラウドメンバーシップサービス基本契約」を締結します。

第1条 定義

- 「NI+Cクラウドメンバーシップサービス」(以下、「本サービス」)とは、NI+Cが所有するコンピュータリソースをオンラインにてお客様に提供するサービスをいいます。
- 本サービスとはNI+Cがお客様にご提供する、「アブリケーション提供型サービス」と「コンピュータリソース提供型サービス」をいいます。

第2条 個別契約

- 本契約に基づき、お客様が送付するNI+C所定の注文書(ウェブ予約システム(以下、「予約システム」))がある場合は、予約システムをNI+Cが受領し、お客様がNI+Cの注文請書(予約システムがある場合は、予約システム)を受領することによって個別契約が成立します。
- 本契約の内容と個別契約の内容に差異がある場合は個別契約の内容を優先します。

- 個別契約にはサービスの詳細を記載した「サービス記述書」が添付される場合があります。

「サービス記述書」の内容と本契約および個別契約書の内容に差異がある場合は、「サービス記述書」の記載事項を優先します。

- お客様が個別契約のサービス内容に対して追加サービス提供の依頼を行う場合、別途NI+Cが定める料金に基づき、NI+Cが定める所定の申請書をお客様がNI+Cに提出することで、お客様は追加のサービス提供を受けられるものとします。NI+Cは申請書受領後、追加サービス設定完了および請求料金変更の通知をお客様に行います。

第3条 サービス提供地域

NI+Cは本サービスを日本国内で提供します。

第4条 料金

料金の詳細は個別契約にて規定します。

第5条 請求

- NI+Cは、お客様に対して当月に発生したサービス料金の合算を翌月に請求します。料金には消費税が別途加算されます。ただし、関連法令の改正等により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税等相当額は変更後の税率により計算するものとします。また、消費税改正施行日以降履行されるサービスには変更後税率を適用し、NI+Cはお客様に対し消費税改正前後の差額分を改正施行日以降に追加請求いたします。

- お客様は、請求書記載条件又は表記条件(別に定めまたは合意のある場合は別の定めまたは合意を優先します。)に従い支払うものとします。なお、支払いに要する手数料はお客様の負担とします。

- 前項に定める支払期日が経過してもお客様の支払いが行われない場合、お客様は、支払期日の翌日から当該支払を行う日まで年利14.5パーセントの割合による支払遅延利息をNI+Cに支払うものとします。

第6条 保証

NI+Cは本サービスの市場性、業務適合性、および本サービスが中断しないことについて保証するものではありません。またNI+Cは本サービスの提供にあたり契約不適合責任を負わないものとします。

第7条 知的財産権侵害に関する損害賠償責任

- 本サービスが第三者の知的財産権を侵害するものとして第三者から請求がなされた場合、NI+Cはお客様が、(1)書面で速やかに請求の事実、および内容をNI+Cに通知し、(2)NI+Cにその防御および関連する和解交渉権限を与える、かつ協力する場合に限り、NI+Cの費用でお客様を防御し、かつ裁判で確定した損害賠償額および費用(弁護士費用を含みます。)を負担します。
- 第三者から請求があった場合またはそのおそれがあるとNI+Cが判断した場合にはNI+Cは、(1)本サービスを継続使用できる権利を取得するか、または、(2)本サービスを変更する、のいずれかを選択できます。ただし、NI+Cがいずれの方法もとれないと判断したときはNI+Cは本契約を解約し、支払い済み金額がある場合は残期間分の金額を返還します。

- 本条に基づくNI+Cの責任は、次の各号のいずれかに該当する場合を除きます。

(1) お客様が本サービスに組み込んだものに起因する場合

(2) お客様が本サービスを変更した場合

- 本サービスとお客様の設備が組み合わされることによって生じた侵害の場合

- 本条は侵害請求に関するNI+Cの責任の全てを規定したものです。

第8条 お客様の設備

- お客様は本サービスの提供を受けるにあたり、NI+Cが提供する物品をのぞき、本サービスを利用するため必要な機器ソフトウェアおよびNI+Cが指定する回線等を自己の費用および責任において準備するものとします。

- NI+Cはお客様が準備した機器、ソフトウェア、もしくは回線、または、お客様が実施した作業に起因して発生した本サービスの障害、その他の問題について責任を負いません。

- お客様が準備した機器、ソフトウェア、もしくは回線、または、お客様が実施した作業に起因してNI+Cまたは第三者に損害が生じた場合、お客様は賠償責任を負います。

第9条 各当事者の義務

- お客様は以下に定める義務を負います。

(1) お客様は、本サービスの利用中に異常を発見した場合は、直ちにNI+Cに修理または復旧を請求してください。

(2) お客様は、公序良俗に反する使用方法、および、NI+Cの他顧客の使用に影響を及ぼす使用方法を行わないでください。お客様の責でNI+CおよびNI+Cの他顧客に損害が生じた場合、お客様はその損害を賠償する義務を負います。

(3) お客様は、本サービスに接続するためのID・パスワードを厳重管理するものとします。ID・パスワードの漏洩、紛失、第三者の不正使用等によるお客様の損害について、NI+Cは免責されるものとします。

- NI+Cは以下に定める義務を負います。

(1) NI+Cは、NI+Cが設置するサーバーその他の設備に障害を生じ、またはその設備が滅失したことを知ったときは、その設備を修理・復旧します。

第10条 サービスの中止

- NI+Cは、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を中断することができます。

(1) NI+Cによるサーバーその他の設備の保守または工事実施のため、やむを得ないとき

(2) NI+Cのサーバーその他の設備にやむを得ない障害が発生したとき

(3) 電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することにより本サービスの提供を行うことが困難になったとき

(4) 天変地変、騒乱、内戦等のNI+Cによらざる理由でサービスの提供が困難になったとき

- 本サービスを中断するときは、あらかじめ、その理由、実施期日および実施期間を契約者に、NI+Cの定める方法で通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、通知なしにサービスを中断することができるものとし、中断確認後速やかに、その理由を通知します。

- お客様の請求があった場合、NI+Cは本サービスの使用を一時中断させることができます。

第11条 バックアップ

- NI+Cは、本サービスに使用するサーバーの故障等における復旧を効率よく実施するため、お客様がデータ領域に保存したデータについて複写および保管を行うことがあります。

- 前項の規定に関わらず、データ領域内に保存されたデータに関するバックアップについては、お客様の自己責任において行うものとします。

- NI+Cは、お客様がデータ領域内に保存したデータの消失によって被った損害について、一切責任を負いません。

第12条 データ等の取り扱い

- NI+Cは、データ領域に保存・蓄積されたデータに対しては、前条に定める他は、お客様の事前承諾のない限り、アクセスしないものとします。

- NI+Cは、データ領域に保存・蓄積されたデータが、漏洩、毀損、滅失、その他本サービスの使用目的以外に使用されたことにより、お客様または第三者に損害が生じた場合であっても、その損害について賠償責任を負いません。

第13条 機密情報

- 本契約において「機密情報」とは、本契約に関連しているいずれかの当事者が相手方に対し、①機密と明記のうえ開示した情報、②口頭で機密と告げたうえで開示した情報のうち、開示後14日以内に文書により機密である旨を通知した情報を意味するものとし、「開示当事者」とは、本契約にもとづき機密情報を相手方に開示する当事者、「受領当事者」とは、機密情報を開示を受ける当事者をそれぞれ意味するものとします。

- 受領当事者は、開示当事者から開示を受けた機密情報を善良な管理者の注意をもって、受領後5年間、機密に保持するものとし、業務上の必要がある社員または技術員以外には、開示または使用させないものとします。

- 本契約は、受領当事者が保有する次の各号にかかる情報には適用されません。

(1) 機密保持義務を負うことなく既に保有している情報

(2) 独自に開発した情報

(3) 第三者から正当に入手した情報

(4) 受領当事者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報

- 受領当事者は、本契約が終了したときは開示当事者が請求したときはただちに、開示当事者の機密情報を含む全ての資料を返還または破棄するものとします。

第13条の2 個人情報の取り扱い

- NI+Cは、本サービスの提供に伴い、お客様から個人を特定し得る情報(以下、「個人情報」といいます)を取得する場合、本条に定めるほか、別途NI+Cが定めるプライバシーポリシー(<https://www.niandc.co.jp/privacy/>)に基づき、個人情報を取り扱うものとします。

- お客様は、本サービスの提供に必要な範囲にNI+Cが再委託先等にお客様の情報を提供することを承諾するものとします。

- NI+Cは、本サービスの提供及び運用、NI+Cサービスの改良及び向上のため、本サービスのお客様情報(アクセス情報、フィードバック情報を含む)を収集します。

第14条 NI+Cによる契約条件の変更

- NI+Cは、お客様に対する3か月前の書面による通知により、月額料金、年額料金および本契約の条項を変更することができます。この場合お客様は、NI+Cに対する1か月前の書面による通知により、本契約を解約し、かつお客様より通知がなされたときまでにすでに合意された個々の「サービス」につきその受領を中止することができます。なお、お客様には解約前に提供された本サービスに対しては料金をお支払いいただきます。

第15条 解除等

- お客様またはNI+Cは、相手方に次の各号のいずれかに該当する理由が生じたときは、何らの通知、催告を要せず、直ちに本契約の全部または一部を解除することができます。

(1) 相手方が本契約に基づく債務を履行せず、相当の期間を定めて催告を行つたにも関わらず、なおその期間内に履行しないとき

(2) 相手方が期間内に正当な理由なく本契約を履行する見込みがないと認めたとき

(3) 相手方が差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分を受け、または会社更生手続の開始もしくは競売を申し立てられ、または自ら民事再生、会社更生手続の開始もしくは破産を申し立てたとき

(4) 相手方が自ら振り出しもしくは引き受けた手形または小切手につき不渡り処分を受ける等、支払いを停止したとき

- (5)相手方が営業の廃止または解散の決議をしたとき
- (6)相手方の信用不安が発生したとき、財産状態が悪化したとき、またはその他契約の維持が困難であると認められる相当の事由があるとき。
- 2.前項のいずれかに該当したときは、解除された有責当事者は、相手方に対して有する金銭債務全額について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。
- 3.お客様は、個別契約について最初の更新を迎えるまでの期間中は、残日数期間分の料金を支払うことにより本サービスを解約できます。最初の更新を迎えた後は2か月前までのNI+Cに対する書面通知により、本サービスを解約できます。
- 4.NI+Cは、3か月前までのお客様に対する書面による通知により、本サービスまたはその一部サービスの提供を終了することができます。

第16条 料金の返還

- 1.NI+Cは、NI+Cの責めに帰すべき事由によりお客様が本サービスを利用することができない場合において、お客様がそのことをNI+Cに通知した時刻から、継続して24時間以上使用することができなかった場合(24時間を1日とし、1日未満の端数は切り捨てます。)、本サービス料金の1日分をお客様からの請求により減額または返還します。
- 2.NI+Cは前項に規定する料金返還の事由が発生した日から6か月を経過したときは、減額または返還義務について、免責されるものとします。
- 3.前2項は、NI+Cの責めに帰すべき事由によって生じた本サービスの停止に関するお客様への保証について、NI+Cの責任の全てを規定したものとします。

第17条 責任の制限

- 1.前条に定める場合を除き、お客様がNI+Cの責に帰すべき事由に基づいて救済を求める全ての場合において、NI+Cの損害賠償責任は、請求の原因を問わずお客様に現実に生じた通常かつ直接の損害に限られ、損害発生の直接原因となった個別契約に定める、本サービスの料金相当額(月額料金の場合は1か月分に相当する金額、年額料金の場合は、12分の1に相当する金額)を限度とする金銭賠償に限られます。
- 2.NI+Cは、いかなる場合にも、NI+Cの責めに帰すことのできない事由から生じた損害、NI+Cの予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益、データ・プログラムなど無体物の損害および第三者からの損害賠償請求に基づくお客様の損害については、責任を負いません。

第18条 反社会的勢力の排除

- 1.お客様およびNI+Cは、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。
 - (1)自らまたは自らの役員等(取締役、執行役または監査役)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号)、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号)、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、反社会的勢力(犯罪対策閣僚会議「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」にて定める定義)、もしくはこれらに準ずる者、または暴力団、反社会的勢力もしくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下、これらを個別にまたは総称して「反社会的勢力等」という。)であること
 - (2)自らの行う事業が、反社会的勢力等の支配を受けていると認められること
 - (3)自らの行う事業に関し、反社会的勢力等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で反社会的勢力等を利用し、または、反社会的勢力等の威力を利用する目的で反社会的勢力等を従事させていると認められること
 - (4)自らが反社会的勢力等に対して資金を提供し、便宜を供与し、または不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること
 - (5)本契約の履行が、反社会的勢力等の活動を助長し、または反社会的勢力等の運営に資するものであること
- 2.お客様およびNI+Cは、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができます。
 - (1)第1項に違反したとき
 - (2)自らまたは第三者をして、相手方に対する①暴力的な要求行為②法的な責任を超えた不当な要求行為③脅迫的言辞または暴力的行為、また、④風説を流布し、または偽証もしくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為、⑤その他前各号に準ずる行為、をしたとき

- 3.NI+Cは、本契約によりNI+Cが受託した業務の一部を第三者に再委託する契約(以下、「再委託契約」という。)の相手方またはその役員が反社会的勢力等であることが判明したとき、再委託契約の履行が反社会的勢力等の活動を助長し、もしくは反社会的勢力等の運営に資することが判明したとき、または再委託契約の相手方が自らまたは第三者をして第2項第2号に掲げる行為をしたときは、速やかに再委託契約の解除その他の必要な措置を取らなければなりません。
- 4.お客様は、NI+Cが前項に違反したときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができます。
- 5.お客様およびNI+Cは、第2項および前項の規定により本契約を解除した場合、相手方に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとします。
- 6.別途、反社会的勢力の排除に関する契約を締結した場合には、当該契約書に定めた内容を優先します。

第19条 その他

- 1.お客様は、自己のために本サービスの提供を受けるものとし、NI+Cの書面による事前の同意が無い限り本契約および本契約上の権利・義務を第三者に譲渡または移転することはできません。
- 2.NI+Cは、NI+Cが選択する第三者(以下「従契約者」といいます。)を使用して本サービスを提供することができます。
- 3.本サービスによって提供される、いかなる知的財産権もお客様には移転しません。
- 4.本サービスの提供にあたり、各メーカーとソフトウェア使用許諾契約を締結する必要がある場合があります。その場合、保証内容はソフトウェア使用許諾契約記載の範囲に限られ、NI+Cは直接的には法律上の瑕疵担保責任を含め、いかなる責任も負いません。
- 5.金銭支払債務を除き、天災地変等の不可抗力、戦争、暴動、内乱、テロ、法令の改廃制定、公権力による処分・命令、ストライキその他の労働争議、輸送機関の規制・事故、債務履行地域におけるエピデミック・パンデミック、および、その他自らの責に帰し得ない事由による契約の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行が生じた場合は、いずれの当事者も互いにその責任を負わないものとします。

- 6.本契約に基づくいかなる請求権も、請求が可能となった時から24か月を経過した場合は、時効により消滅します。
- 7.本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を専属的管轄裁判所とします。
- 8.本契約に関して疑義が生じた場合は、信義誠実の原則に従って協議するものとします。
- 9.本契約が解除または終了した場合であっても、第7条「知的財産権侵害に関する損害賠償責任」、第8条「お客様の設備」、第10条「サービスの中止」、第12条「データ等の取り扱い」、第17条「責任の制限」、第19条「その他」は有効に存続します。
- 10.本契約の解釈は日本国法に準拠します。

(2023.05.31)A11-02-1B